

平成 3 0 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 3 0 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成30年第1回西秋川衛生組合議会
定 例 会

2月15日(木曜日)

出席議員(13名)

1番 合川 哲夫議員	2番 松本ゆき子議員
3番 田中千代子議員	5番 ひはら省吾議員
6番 中嶋 博幸議員	7番 田村みさ子議員
8番 濱中 映慈議員	9番 縄井貴代子議員
10番 峰岸 茂議員	11番 山口 和彦議員
12番 清水 明議員	13番 宮野 亨議員
14番 石田 芳英議員	

欠席議員(0名)

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	久保嶋光浩君
奥多摩町住民課長	原島 滋隆君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
管理係長	天野 博明君
庶務係長	乙訓 茂君

平成30年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成30年2月15日（木）午前10時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		副議長の選挙
日程第 6	専決第 1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	議案第 1号	平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 8	議案第 2号	平成29年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 3号	平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第10	議案第 4号	平成30年度西秋川衛生組合会計予算

○議長（田中千代子議員） 先ほどの議員全員協議会に引き続きよろしくお願いたします。

挨拶は省略させていただきます、直ちに平成 30 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） それでは日程第 1、議席の指定を行います。

議席は西秋川衛生組合議会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

ただいまの着席のと通りの指定といたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、6 番中嶋博幸議員、7 番田村みさ子議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◇

○議長（田中千代子議員） 日程第4、諸般の報告をいたします。

議員の閉会中の辞職許可につきまして、西秋川衛生組合議会会議規則に基づき報告を行います。

原島幸次議員、澤本幹男議員から平成29年12月1日付けで辞職願が提出され、平成29年12月1日に許可しています。

◇

○議長（田中千代子議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） 改めまして皆さんおはようございます。

インフルエンザが猛威をふるってしまっていて、本当に学級閉鎖等、またクラスの閉鎖等がございまして、本当に大変医療費がどうなっていくのかなという、管理者としていろんな形の中で考えているわけでございます。

また、この30年度の第1回西秋川衛生組合の定例会、開催されるに当たりまして御挨拶を申し上げたいと思います。

もう本当に暦の上では春ですが、なかなか寒さが取れない。今やこちらの方へ向かってくると山にずいぶん雪があるなと思いながら、こちらの会場にきたわけでございます。

議員の皆様方におかれましては各市町村の議会開催に向けていろいろとお忙しい中でございますが、この組合議会に御参集いただきまして本当にありがとうございました。

また、新たに就任をされました奥多摩町選出の清水議員さん、そして石田議員さんにつきましては今後とも御指導、御協力をよろしくお願いをする次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の案件は職員給与に関する条例改正の報告及び承認のほか、平成30年度会計の予算をはじめとする議案4件を皆様方に御提出し、御審議をいただくわけでございます。内容につきましては順次説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、汚泥再生処理センター整備の工事の進捗状況でございますが、当初の計画

に對しまして、約三、四カ月の遅れが生じているということから、新施設への受け入れを平成 30 年 4 月から 8 月に延伸することで全体工程表の見直しを行い、このことに伴いまして整備事業費の財源計画もあわせて変更することは先ほども全員協議会でもちょっとお話ししましたように、さる 10 月の全員協議会において御報告をさせていただいたわけでございます。

現在は建物の各階の仕上げ、設備、配管及び機器の据付等を行っており、旧施設の解体を含めて全ての工事が平成 30 年度末完成を目途に急ピッチで作業を進めているわけでございます。

組合としては最後まで事故を起こさない最善の注意を払い、安心・安全を第一に整備工事を進めるよう請負業者には指導をしております。また旧施設の解体、跡地の有効利用等につきましては、構成市町村との調整を図り、組合議会と協議していく考えでありますのでよろしくお願いを申し上げます。

挨拶と近況報告とさせていただきます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。



○議長（田中千代子議員） 日程第 5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法については議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に 13 番宮野亨議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました宮野亨議員を副議長の当選人と定

めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました13番宮野亨議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮野亨議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

それでは宮野亨議員より副議長承諾の御挨拶をお願いいたします。

○副議長(宮野 亨議員) ただいま議員各位の推挙を賜りまして、西秋川衛生組合議会副議長に就くことになりました奥多摩町議会から選出の宮野亨でございます。まことに光栄に存じますとともに、その責任の重さに身が引き締まる思いであります。

今後は副議長の職務を遂行し、田中議長の補佐役として組合の推進と議会の公正かつ円滑な運営に誠実に努めてまいり所存でございますので、前副議長と同様格別の御協力をお願い申し上げまして就任の御挨拶といたします。



○議長(田中千代子議員) 日程第6、専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者(澤井 敏和君) ただいま上程されました専決第1号について御説明を申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じ、規定を整備する必要が生じたため、平成29年11月29日付けをもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。

内容につきましては事務局長から説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(田中千代子議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) それでは御説明させていただきます。

議案書をごらんください。

専決第 1 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページが具体的な改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市の職員の給与改定に準じまして、職員の勤勉手当を改定するため条文の規定を改めたものでございます。

初めに、第 1 条で、今回の勧告で示された勤勉手当 0.1 カ月分の増加分を平成 29 年は、12 月期の勤勉手当で引き上げるため、例規集の 401 ページの 2 の第 23 条第 2 項第 1 号中、「100 分の 90」を「100 分の 100」に、「100 分の 110」を「100 分の 120」に、「100 分の 120」を「100 分の 130」に改め、同項第 2 号中、再任用職員の勤勉手当についても 0.05 カ月引き上げ、「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に、「100 分の 52.5」を「100 分の 57.5」に改めました。

次に第 2 条につきましては、勤勉手当 0.1 カ月分の増加分を平成 30 年以降は 6 月期と 12 月期に配分するため、先ほど改正について御説明したとおり、改正後の第 23 条第 2 項第 1 号中の「100 分の 100」を「100 分の 95」に、「100 分の 120」を「100 分の 115」に、「100 分の 130」を「100 分の 125」に改め、再任用職員の引き上げ分の勤勉手当 0.05 カ月分についても同項第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 45」に、「100 分の 57.5」を「100 分の 55」に改めるものでございます。

次に附則でございますが、第 1 条の規定につきましては公布の日から、第 2 条の規定につきましては平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより専決第 1 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第7、議案第1号、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について及び日程第8、議案第2号、平成29年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の2案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号について御説明申し上げます。

議案第1号につきましては、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金を5,823万円を減額し、変更後の負担金総額11億4,400万5,000円とするものでございます。

次に議案第2号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ3,473万円を減額し、補正後の予算総額を24億5,866万4,000円とするものでございます。

あわせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をお願いするものでございます。

各議案の詳細につきましては事務局長より説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第1号、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてでございます。

議案書の表中、変更前の負担金合計は12億223万5,000円で、5,823万円を減額し、変更後の負担金の合計を11億4,400万5,000円とするものでございます。

また、構成市町村別の変更額は、あきる野市が4,143万8,000円、日の出町が1,000万6,000円、檜原村が280万3,000円、奥多摩町が398万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

この要因につきましては、議案第2号で御説明させていただきますが、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込額を確定したことによるものでございます。

恐れ入ります。議案書の次のページの別紙をごらんいただきたいと思います。

ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等について、表記載のとおりでございます。

次のページには、負担金算出の基礎が異なるし尿処理に係る市町村別の負担金の変更の表を添付しておりますが、し尿処理に係る負担金の変更はございません。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第 2 号、平成 29 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

それでは補正予算書 4 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費の補正でございます。

これは汚泥再生処理センター整備事業の平成 29 年度内の執行が不可能なことから、し尿処理施設整備事業経費の平成 29 年度予算額のうち、1 億 9,038 万 1,000 円を繰り越すため設定するものでございます。

次に第 3 表地方債の補正でございます。し尿処理整備事業の借入限度額を 9 億 2,210 万円から 9 億 340 万円に変更するものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率及び償還方法につきましては補正前と同じでございます。

次に歳入の補正について御説明させていただきます。補正予算説明書、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、(款) 01 負担金でございますが、議案第 1 号で御説明したとおり、構成市町村の負担金を 5,823 万円減額するものでございます。

次に(款) 02 使用料及び手数料 350 万円は、説明欄のとおり、廃棄物処理手数料収入の増額が見込まれることから追加するものでございます。

次に(款) 06 諸収入の 2,000 万円は、説明欄のとおり、廃棄物の売却代の増額が見込まれることから有価物売却代を追加するものでございます。

次に(款) 07 組合債は、先ほど御説明いたしましたし尿処理施設建設事業債の借入額を 1,870 万円減額するものでございます。

次の(款) 08 繰入金は、組合債の減額に伴いまして、施設整備基金 1,870 万円を繰り入れるものでございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明させていただきます。

まず、(款)02 総務費、(目)01 組合事務所費 2,151 万 3,000 円を減額いたします。内訳につきましては説明欄 02 企画計画経費の 1347 一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料の減額は、契約差金によるもので、40 一般職人事管理経費、0202 一般職給料、0301 一般職職員手当、0302 東京都市町村職員退職手当組合負担金及び 0401 東京都市町村共済組合負担金の減額は組合職員が普通退職したことによるものでございます。

次に、(款)03 廃棄物処理費、(目)01 ごみ処理施設管理費を 548 万 2,000 円減額いたします。内訳につきましては説明欄 01 ごみ処理管理経費の 1312 有害ごみ処分業務委託料、1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料及び 1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料は、執行見込額の確定に伴い減額するものでございます。

また 1391 ライター・スプレー缶無害化処理業務委託料は、処理量が増加したことにより増額いたします。

次に、(目)02 最終処分場施設管理費を 711 万 7,000 円減額いたします。内訳は説明欄の 02 公害防止対策経費及び 03 施設維持管理経費の説明欄記載の業務委託料及び 1803 運搬車購入費の減額はそれぞれ契約額の確定に伴い差金が生じたことによるものでございます。

次に、(目)03 し尿処理施設整備費は先ほど御説明したし尿処理に係る地方債の減額に伴い補正後の財源内訳を表記載のとおり、地方債を 1,870 万円減額し、その他の財源として施設整備基金を同額追加した財源振替を行わせていただきます。

次に(款)04 公債費 (目)02 利子 61 万 8,000 円の減額は、借入利率の確定によるものでございます。

12 ページから 15 ページは給与費明細書を整理しております。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 (田中千代子議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了といたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第1号、平成29年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 続いて、議案第2号、平成29年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第9、議案第3号、平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について、及び日程第10、議案第4号、平成30年度西秋川衛生組合会計予算、2案を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第3号及び議案第4号について、御説明申し上げます。

議案第3号につきましては、平成30年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を11億4,149万2,000円に定めるものでございます。

次に議案第4号は、平成30年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出

予算総額をそれぞれ 15 億 4,001 万 3,000 円とするものでございます。

詳細内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほど
お願いを申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず、議案第 3 号、平成 30 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてでござ
います。

負担金総額は表中合計欄のとおり、11 億 4,149 万 2,000 円でございます。構成市
町村別の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に構成市町村の負担金の算出基礎は、次ページの議案第 3 号別紙をごらんいた
だきたいと思えます。

まず、ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございます。負担割合は、平等割 10%、
人口割 30%、利用割 60%で決定しております。算出いたしますと、表中合計欄のと
おり、ごみ処理に係る負担金は、10 億 640 万 3,000 円となっております。

では、次のページをごらんください。

し尿処理に係る負担金の算出基礎が整理されております。負担割合は、平等割 5%、
利用割 95%で決定しており、これで算出いたしますと、表中合計欄計のとおり、し
尿処理に係る負担金は、1 億 3,508 万 9,000 円となっております。

なお、ただいまのページの裏面にはそれぞれごみ処理及びし尿処理に係る負担金
の算出基礎及び計算式を記載しておりますので御参考にしていただければと思いま
す。

次に、議案第 4 号の説明ですが、恐れ入ります、別冊の平成 30 年度西秋川衛生組
合会計予算書をごらんいただきたいと思えます。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続き、各種業務の見直し、削減
など、事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行
うための必要最小限の経費を計上させていただきました。

また、平成 30 年 8 月に供用開始を予定しております汚泥再生処理センターと現有
し尿処理施設の切り替えを踏まえた予算編成を行っております。

それでは御説明いたします。初めに 1 ページをごらんいただきたいと思えます。

予算総額は第 1 条のとおり、歳入、歳出それぞれ 15 億 4,001 万 3,000 円となって

おります。

次に予算書 2 ページ、3 ページをごらんください。こちらの表につきましては歳入、歳出の（款）、（項）の総括表となります。

次に予算書 4 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 表は債務負担行為に関する事項でございます。汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託は、新し尿処理施設の運転及び維持管理業務を包括的に委託するための経費でございます。期間は、し尿処理を取り巻く環境の変化に対応することや、物価変動等を踏まえた見直し時期を考慮し、5 年といたしました。

次に第 3 表地方債でございますが、平成 30 年度は 2 億 9,300 万円を限度額として起債を予定しております。

これは汚泥再生処理センター整備工事費、旧の施設の解体工事費及び同工事に係ります施工監理業務委託料の一部を借り入れる予定としております。

次に歳入について御説明いたします。8 ページ、9 ページをお開きください。

（款）01 負担金でございますが、議案第 3 号で御説明したとおり、本年度は 11 億 4,149 万 2,000 円を予定しております。（節）の項目は負担金算出の基礎が異なることから、ごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分して計上しております。

次に（款）02 使用料及び手数料、（目）01 廃棄物処理手数料 1,000 万円は、説明欄 01 廃棄物処理手数料収入で、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料でございます。

次に、（款）03 財産収入、（目）01 財産貸付収入 48 万 8,000 円は、土地建物貸付収入で、説明欄 01 土地貸付収入は、駐車場用地の貸付料及び電柱設置に伴う使用料の収入でございます。

次に、（款）04 繰入金、（目）01 施設整備基金繰入金 4,057 万 3,000 円は、平成 30 年度汚泥再生処理センター整備工事費に充当させていただきます。

次に、（款）05 繰越金、（目）01 繰越金 600 万円は、説明欄 01 ごみ処理経費及び 02 し尿処理経費の前年度繰越金でございます。

次に、（款）06 諸収入、（目）01 雑入の 4,846 万円の主なものは、説明欄 11 の有価物売却代で、回収された鉄類、新聞紙、段ボール等の資源物やペットボトル及び小型家電の売却代でございます。

次に、(款) 07 組合債、(目) 01 組合債は先ほど 4 ページの第 3 表で御説明いたしました、し尿処理施設整備事業に係る起債であります。

次に歳出について御説明させていただきます。10 ページ、11 ページをお開きください。

まず、(款) 01 議会費、(目) 01 組合議会費は 90 万 3,000 円でございますが、これは議会運営のための経費で、議員報酬が主なものでございます。

次に、(款) 02 総務費、(目) 01 組合事務所費 1 億 5,294 万 8,000 円は、総務事務経費、施設の管理経費、職員等の人事管理経費などでございます。

では主なものについて説明欄により御説明させていただきます。

まず、説明欄 01 総務事務経費 3,303 万 4,000 円でございますが、主に事務的経費について計上しております。

11 ページ中段の 1345 地方公会計財務書類作成支援業務委託料は複式簿記による財務書類作成に係る支援を受けるための経費でございます。

次に、説明欄下段の 2503 西秋川衛生組合施設運営基金積立金は、平成 45 年度まで、長期包括委託しておりますごみ処理施設の運営・維持管理業務委託料の平準化を図るために積立をしているところでございます。

次の 02 企画計画経費 507 万 1,000 円のうち、1396 都市計画決定図書作成業務委託料でございますが、現在、現有し尿処理施設を稼働しながら、新し尿処理施設の建設を行っておりますが、新・旧し尿処理施設の切り替えにあわせまして実施する都市計画決定に必要な関係書類等を作成するための業務委託料でございます。

1 ページをめくっていただきまして、次に 03 施設管理経費 829 万円のうち、1389 緑地管理業務委託料はごみ処理施設整備事業に伴いまして、周辺緑地を整備した箇所
の保全、及び組合敷地内の緑地を管理するために要する経費でございます。

次に 35 非常勤嘱託員管理経費 410 万 6,000 円は、嘱託員の人件費でございます。

次に 40 一般職人事管理経費 8,467 万 3,000 円でございますが、し尿処理担当職員を除きます一般職員 9 人の給料、職員手当、各種負担金を計上しております。

次の 41 再任用職員管理経費 1,532 万 4,000 円は、再任用職員 5 人の給料、職員手当等でございます。

次の 45 地元対策経費 168 万 8,000 円のうち、説明欄 1907 自治会運営費交付金は、

ごみ処理施設及び最終処分場建設に伴います地元自治会との協定により交付しているものでございます。

次に、1 ページをめくり、14 ページの（款）03 廃棄物処理費でございます。

まず（目）01 ごみ処理施設管理費 5 億 1,629 万 9,000 円は、高尾清掃センター内にありますごみ処理施設の管理運営をするための経費でございます。

説明欄をごらんください。

01 ごみ処理管理経費 5 億 1,295 万 8,000 円でございます。

主なものについて御説明させていただきます。

1107 修繕料は、作業用重機の特定自主点検や整備に要する経費でございます。

1304 資源化処理業務委託料は、缶、ビン、紙、布類など、資源化処理するための業務を委託する経費でございます。

1309 有価物回収業務委託料は、回収した資源物等の売却及び運搬に要する業務を委託する経費でございます。

1312 有害ごみ処分業務委託料は、廃乾電池、廃蛍光管など、有害ごみを専門業者に処分を委託する経費でございます。

次の、1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料は、平成 30 年度で 5 年目を迎えますごみ処理施設運営・維持管理業務委託事業者の運営状況等を確認するため、専門のコンサルに支援を受ける委託料でございます。

次に、1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料は、ごみ処理施設運営事業者へ支払う平成 30 年度分の委託料となります。委託料につきましては、固定料金と変動料金で構成されており、変動料金につきましては年間のごみ量や売電収入により変動いたします。

次に、02 公害防止対策経費 219 万 8,000 円は、熱回収施設に係ります組合所掌分の環境関連分析調査を行うための経費及び公害健康被害の補償等に関する法律に基づき納付する汚染負荷量賦課金でございます。

次に、03 施設維持管理経費 114 万 3,000 円は、組合の直営業務であるリサイクル施設の維持管理経費を計上いたしました。

次に、（目）02 最終処分場施設管理費 9,463 万 1,000 円は、最終処分場を管理するための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 最終処分処理経費は 4,339 万 3,000 円でございます。

主なものは、1103 燃料費は、埋め立て作業、掘り起こし作業に使用する運搬車、作業用重機の燃料費でございます。

1107 の修繕料は、作業用重機の法定点検や自主点検の経費でございます。なお作業用重機 1 台分の経費を新規車両の購入に伴いまして削減しております。

1385 第 2 御前石最終処分場再生事業運営業務委託料は、埋め立て、掘り起こし、選別及び運搬業務を行うための経費でございます。

1 ページをめくっていただき、02 公害防止対策経費 1,685 万 2,000 円は、1301 環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生するガス、浸出水処理施設からの処理水及び周縁地下水の水質、掘り起こしに伴いますばいじん、振動、悪臭などの環境影響調査に係る経費を計上しております。

次の 03 施設維持管理経費 3,438 万 6,000 円でございますが、説明欄、1107 の修繕料は、老朽化したしました水処理施設内を修繕計画に基づき、実施するための経費でございます。説明欄中段の 1319 処分場内緑地管理業務委託料は、処分場建設に伴い植栽した立木等の管理に要する経費でございます。

次の 1333 浸出水処理管理業務委託料は、処理施設の点検業務を年 4 回行うための経費でございます。

1341 遮水シート漏水検知修復システム点検整備業務委託料は、漏水検知システムの点検・整備を年 2 回行うためのものがございます。

1817 再生事業用重機購入費は、重機を新規に購入した場合とリースした場合の費用対効果を試算いたしまして、新規購入として計上させていただきました。

次に、(目) 03 し尿処理施設整備費は既に御説明しております汚泥再生処理センター整備事業に係る経費 3 億 5,835 万 8,000 円を計上いたしました。

説明欄、1313 汚泥再生処理センター整備工事施工監理業務委託料及び 1508 汚泥再生処理センター整備工事は、最終年度に当たります平成 30 年度執行分の予算を計上しております。

この財源ですが、特定財源として地方債 2 億 9,300 万円、その他の欄記載の 4,057 万 3,000 円は、施設整備基金を充当いたします。

また、1519 汚泥再生処理センター整備事業に伴う外構工事ですが、組合が実施する防火水槽等の設置工事費等に係る経費を計上させていただきました。

次に（目）04 し尿処理施設管理費 1 億 846 万 4,000 円は、し尿処理施設に係る管理経費でございます。冒頭にも御説明いたしましたが、新し尿処理施設の供用開始時期を踏まえ、新・旧施設の管理経費を計上しております。

説明欄 01 し尿処理管理経費は 111 万 5,000 円で、主に事務的経費を計上しております。

次の 02 公害防止対策経費 517 万 8,000 円ですが、新・旧し尿処理施設に係る臭気・水質の分析調査の業務委託料でございます。

1 ページをめくっていただき、03 施設維持管理経費 9,124 万 9,000 円は、し尿処理施設の維持管理に係る経費で、新施設の供用開始時期を踏まえ予算計上しております。

1101 消耗品費は、主に旧し尿処理施設の薬品購入費でございます。

1106 光熱水費は、新・旧施設に係る経費でございます。

1107 修繕料、1316 各槽内沈砂等清掃・運搬業務委託料、1317 脱水汚泥搬出処分業務委託料、1327 施設警備管理業務委託料、1331 し尿処理施設運転管理業務委託料は新施設の供用開始までの旧施設に係る経費を計上しております。

1395 汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託料は、運転管理、薬品購入費、施設の修繕料、清掃・運搬に等に係る業務を含めた包括業務委託の平成 30 年度に係る経費を計上しております。

次に 1805 業務用備品購入費は、新し尿処理施設から発生いたします、脱水汚泥を助燃剤として、こちらの高尾清掃センターの熱回収施設へ搬出するためにコンテナの購入費でございます。

次に、40 一般職人事管理経費 950 万 6,000 円は、し尿処理に係る業務に従事する担当職員の人件費を計上しております。

次の、45 地元対策経費 141 万 6,000 円は、地元町内会へ交付する環境対策費等でございます。

次に、（款）04 公債費でございます。

まず、（目）01 元金の説明欄、01 借入金元金償還経費 2 億 7,910 万 3,000 円は、

最終処分場及びごみ処理施設の整備工事に係る財政融資資金及び東京都区市町村振興基金の借入に伴う元金償還経費でございます。

次の、(目) 02 利子の説明欄、01 借入金利子償還経費 2,430 万 7,000 円は、既に借り入れている分と汚泥再生処理センター整備事業経費として借り入れするための利子償還経費でございます。

最後に(款) 05 予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備え、前年度と同額の 500 万円を計上させていただきました。

なお、20 ページから 27 ページは給与費明細書、28 ページ、29 ページは債務負担行為に係わる調書、30 ページ、31 ページは地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田中千代子議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。松本ゆき子議員。

○2 番(松本ゆき子議員) 平成 30 年度西秋川衛生組合会計予算書の中で、25 ページだと思いました。職員の一般行政職と技能労務職のところ、去年まではですね、労務職の方に数名いらっしゃいますが、30 年度 1 月 1 日現在についてはだれもいない。

このことについて説明していただきたいことと、こういうことになったことで仕事の内容も変わったのかなというふうに思いますのでよろしく説明をお願いいたします。

○議長(田中千代子議員) 事務局長。

○事務局長(古山 尚志君) 技能職員でございますが、現在のリサイクル施設が完成した平成 28 年 3 月まで、旧施設の処理作業に従事していました。

しかしながら、組合職員も定年退職により、年々減少してきています。また、施設の業務も民間事業者に長期包括委託をしていることから、事務作業の部署に配置換えを行い、約 1 年後に一般行政職へ任用替えを行ったため、技能労務職がゼロとなったところでございます。

○議長(田中千代子議員) よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中千代子議員） これをもって質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 討論なしと認めます。

本案2件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第3号、平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件
を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 続いて議案第4号、平成30年度西秋川衛生組合会計
予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 以上をもちまして平成30年第1回西秋川衛生組合議
会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

御協力大変にありがとうございました。

午前10時55分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 田 中 千代子

西秋川衛生組合議会議員 中 嶋 博 幸

西秋川衛生組合議会議員 田 村 みさ子